鳥取県障がい者プランの概要

１　プランの概要

（１）計画期間

○第６期障害福祉計画及び第２期障害児福祉計画　３年間（令和３年度から令和５年度まで）

○第３期障害者計画　　　　　　　　　　　　　　９年間（平成27年度から令和５年度まで）

○「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」については、国基本指針に即して両計画を見直します。

○「障害者計画」については、前回改定（平成30.３月）以降の動向等を踏まえ一部見直します。

※本県では、「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」、「障害者計画」の３計画を合わせ、鳥取県障がい者プランとして運用中。

「鳥取県障がい者プラン」

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | H25 | H26  第３期障害者計画 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 |
| 障害者計画  （障害者基本法） |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 障害福祉計画  （総合支援法） | 第３期  障害福祉計画 |  | 第４期  障害福祉計画 |  |  | 第５期障害  福祉計画 |  |  | 第６期障害  福祉計画 |  |  |
| 障害児福祉計画  （児童福祉法） |  |  |  |  |  | 第１期障害児  福祉計画 |  |  | 第２期障害児  福祉計画 |  |  |

（２）プランの位置付け

障害者総合支援法（児童福祉法）に基づき、障害福祉等（通所支援又は障害児相談支援等）のサービ見込量や障害福祉サービスの提供体制（障害児通所支援等の提供体制）などを定める「障害福祉計画（障害児福祉計画）」と、障害者基本法に基づき、各分野の障がい者施策の基本的な事項や理念を定める「障害者計画」を一体的に策定するもので、取組や施策等を実施する際の方針等について、「鳥取県障がい者プラン」として策定。

（３）プランの基本目標等

〔基本目標〕　共に生きる社会の構築の実現

○地域で安心して暮らす　○地域で学び、働き、社会参加を推進する　○共に暮らす社会の実現

〔重点分野〕

① 生活支援、② 保健・医療、③ 安全・安心、④ 情報アクセシビリティの向上・コミュニケーション支援の充実、⑤ 生活環境、⑥ 雇用・就業等、⑦ 教育、文化・芸術活動、スポーツ、⑧ 差別の解消及び権利擁護の推進、⑨ あいサポート運動の推進等

２　プランの主な内容

【障がい者プランの分野別体系】　※太字は新規（拡充）要素の部分

|  |  |
| --- | --- |
| 重点分野 | 取組内容 |
| ①生活支援 | ○相談支援体制の充実・強化等 ○在宅サービス等の充実 ○障がい児支援の充実  ○サービスの質の向上等 ○人材の育成・確保  ○福祉用具の普及及び身体障害者補助犬の育成 |
| ②保健・医療 | ○保健・医療の充実等 ○精神保健・医療の提供等 ○人材の育成・確保  ○難病に関する施策の推進 ○障がいの原因となる疾病等の予防・治療 |
| ③安心・安全 | ○防災対策の推進、感染症等への備え ○防犯対策の推進  ○消費者トラブルの防止及び被害からの救済 |
| ④情報アクセシビリティの向上・コミュニケーション支援の充実 | ○情報アクセス・コミュニケーション支援の充実○情報提供の充実等  ○意思疎通支援の充実○行政情報の配慮 ○手話言語条例に基づく施策の展開 |
| ⑤生活環境 | ○住宅の確保 ○公共交通機関・施設等のバリアフリー化の推進  ○福祉のまちづくりの推進 |
| ⑥雇用・就業等 | ○障がい者雇用の促進 ○特別支援学校における企業等と連携した職業教育の推進  ○総合的な就労支援 ○障がい特性に応じた就労支援 ○工賃向上に向けた取組  ○年金・手当等 |
| ⑦教育、文化・芸術活動、スポーツ | ○教育 ○文化・芸術活動の推進 ○スポーツ等の推進 |
| ⑧差別の解消及び権利擁護の推進 | ○障がいを理由とする差別解消の推進 ○障がい者虐待防止の促進  ○権利擁護の推進 ○行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等 |
| ⑨あいサポート運動の推進等 | ○あいサポート運動の推進 ○障がい及び障がい者理解の促進  ○ボランティア活動等の推進 |

【分野別施策の基本的方向（新規を中心に主なもの）】

①生活支援

○障がい児支援の充実

・難聴児支援のための中核的機能を有する体制確保や新生児聴覚検査から療育につなげる体制整備

・５歳児検診（発達相談）の実施による早期の適切な対応や就学準備のための支援

・強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい児への適切な支援のための人材育成

②保健・医療

○精神保健・医療の提供等

・医療、住宅、日中活動の確保などの支援を包括的に提供できるよう、多職種・他機関の連携体制づくりを進め、入院中の精神障がい者の早期退院及び地域移行を推進し、地域生活の継続を支援

③安心・安全

○防災対策の推進、感染症等への備え

災害や感染症が発生した場合であっても利用者に対して必要なサービスが継続的に提供されるよう、日ごろからの備えや業務継続に向けた取組等を推進することが重要

・県独自のガイドラインにより、入所施設等の新型コロナウィルス感染予防・拡大防止を図る

・新型コロナウィルスの感染予防対策を適切に行う障がい者施設等を認証・公表

・避難行動や避難所において配慮や支援が必要な障がい者を受け入れる福祉避難所を設けるにあたり、平時における対象者の把握、住民への周知、施設及び資機材の確保、応援要員の確保体制整備等の支援を市町村に対して行う

④情報アクセシビリティの向上・コミュニケーション支援の充実

○情報アクセス・コミュニケーション支援の充実

・ロービジョンを含む視覚障がい者等が情報にアクセスしやすい環境を整備する

　 ○情報提供の充実等

・「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」の趣旨に基づき、点字や音声等によるアクセシブルな書籍等の充実、人材育成など読書バリアフリー環境の整備

○意思疎通支援の充実

・失語症者の意思疎通支援者の育成を図り、失語症者の社会参加を推進

　⑤生活環境

　　障がい者が安心して生活できる住宅の確保、建築物、公共交通機関等のバリアフリー化の推進

⑥雇用・就業等

○総合的な就労支援

・ジョブコーチの更なる養成や職場内で障がい者に寄り添うサポーターの養成などを通じた職場定着支援

○障がい特性に応じた就労支援

・障がい者のニーズを踏まえた短時間労働やテレワーク等、多様な働き方で障がい者の特性に応じた働き方を支援

・在宅での就業やICT（情報通信技術）を活用した就業など、多様で柔軟な働き方を進めるうえでの支援機関等による相談、コーチングや技術的支援などアウトリーチ対応も含めた支援環境づくり

⑦教育、文化・芸術活動、スポーツ

○文化・芸術活動の推進、スポーツ等の推進

・東京オリンピック・パラリンピックを契機として全国の都道府県と連携してスタートした障がい者の文化・芸術活動の振興の取組をレガシーとして引き続き推進

・障がい者が楽しみながらスポーツを継続できる環境整備や障がい者スポーツを推進する指導人材を育成

　⑧差別の解消及び権利擁護の推進

　　障がいを理由とする差別解消や障がい者虐待防止、障がい者の権利擁護に対する意識啓発を推進

　⑨あいサポート運動の推進等

　　障がいや障がい者に対する理解を深め、障がいの有無にかかわらず地域で共に暮らしていける社会づくり

【障がい者プランの成果目標等】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 内容 | 県計画の目標 （令和５年度末） |
| １　福祉施設の入所者の地域生活への移行 | 削減見込み数 | 現入所者数９６８人から  １６人以上（Ｒ３～Ｒ５年度累計） |
| 地域生活への移行者数 | ５９人以上（Ｒ３～Ｒ５年度累計） |
| ２　精神障がいにも対応した地域の受け皿づくり | 精神障がい者の精神病床からの退院後１年以内の地域における平均生活日数 | ３１６日以上  （令和５年度） |
| 在院期間１年以上の長期入院患者数 | ＜６５歳未満＞  ２２３人以下 |
| ＜６５歳以上＞  ５２０人以下 |
| 入院後３ヶ月時点の退院率 | ６９％以上  （令和５年度） |
| 入院後６ヶ月時点の退院率 | ８６％以上  （令和５年度） |
| 入院後１年時点の退院率 | ９２％以上  （令和５年度） |
| ３　（新）地域生活支援拠点等が有する機能の充実 | 検証及び検討を行う市町村数 | １９市町村 |
| 検証及び検討の回数 | ２５回 |
| ４　福祉施設から一般就労への移行 | 福祉施設から一般就労への移行 | ９２人 |
| 就労移行支援事業からの一般就労移行者数 | １９人 |
| 福祉施設から一般就労への移行（就労継続支援Ａ型） | ９人 |
| 福祉施設から一般就労への移行（就労継続支援Ｂ型） | ６４人 |
| （新）就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業の利用率 | ７０％ |
| （新）就労定着率が８割以上の就労定着支援事業所の割合 | ７０％ |
| 就労移行支援事業及び就労継続支援事業利用者の一般就労移行者数 | ９２人 |
| 障害者に対する職業訓練の受講者数 | １０人 |
| 福祉施設から公共職業安定所への誘導者数 | ５１人 |
| 福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導者数 | ７２人 |
| 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受け就職する者の数 | ５１人 |
| ５　障害児支援の提供体制の整備等 | 児童発達支援センターの設置 | ７箇所 |
| 保育所等訪問支援事業所の設置 | ８箇所 |
| 難聴児支援のための中核的機能を有する拠点の整備 | １箇所 |
| 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置 | ７箇所 |
| 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置 | ７箇所 |
| 医療的ケアを要する障がい児支援のための関係機関の協議の場の設置 | ５箇所 |
| コーディネーターの配置市町村数 | １９市町村 |
| コーディネーターの養成人数 | １２０人 |
| ６　（新）相談支援体制の充実・強化等 | 相談支援体制の充実・強化等 | 各市町村又は圏域において１箇所以上の基幹相談支援センターを設置できるよう支援します |
| ７　（新）障害福祉サービスの質を向上させるための取組に係る体制の構築 | 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 | 障害福祉サービス事業者や自治体における研修体制の充実やサービス提供実態の把握に努め、サービスの適切な提供、よりよいサービス提供に資する情報発信等、市町村等とも連携して障害福祉サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築します |
| 指導監査結果の関係市町村との共有 | 関係市町村に対して、県が実施する指導監査の結果を年１回以上共有します |